

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

若者チャレンジ奨励金

～ 若年者人材育成・定着支援奨励金のご案内(概要) ～

正社員としての雇用経験などが少ない35歳未満の非正規雇用者を、自社の正社員として雇用することを前提に教育訓練を実施する事業主に支給される奨励金です。新たに有期契約労働者として雇い入れて訓練を実施する場合と、すでに有期契約労働者として雇用している従業員に訓練を実施する場合にも活用できます。

【訓練奨励金】

対象事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険適用の事業主であること ・訓練実施計画に基づき訓練受講者（雇用保険被保険者に限る。）に訓練を実施し、賃金を支払う事業主であること。 ・訓練実施計画届の提出日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出の日までの間に、雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む。）をしていない事業主であること。 <p>* 上記以外にも満たすべき要件があります。</p>
訓練の主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練で、全体の訓練時間にOJTの占める割合が1割以上9割以下であること。 ・1か月あたりに換算した訓練時間数が130時間以上であること。 ・訓練期間中の労働条件（労働時間、休日および賃金形態）が正社員として雇用する場合と同じであること。 ・訓練機関が3か月以上2年以下であること。 ・OJTとOFF-JTのそれぞれについて訓練カリキュラムを作成すること。 ・ジョブ・カード（評価シート）を作成し、それによって訓練受講者の職業能力の評価を行うこと。 <p>* 上記以外にも満たすべき要件があります。</p>
奨励金の支給額	訓練実施期間に訓練受講者1人1月当たり15万円

【正社員雇用奨励金】

対象事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練奨励金の支給対象事業主であること。 ・訓練終了日の翌日から起算して1か月以内に正社員として雇用し、訓練終了者を雇用した日から起算して1年又は2年の日まで継続して正社員として雇用している事業主であること。 <p>* 上記以外にも満たすべき要件があります。</p>
奨励金の支給額	訓練終了後、訓練受講者を正社員として継続して雇用した場合に、 1年経過時 50万円 2年経過時 50万円

厚生労働省HP

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/challenge/